

第2回懇談会（H28.12.19）の振り返り

（各委員の発言から抜粋）

<最高規範性について>

- ・強制力を持った執行基準とするのであれば、条例の文末も「だ・である調」にするべきである。
- ・全国の主流としては最高規範性で義務的な執行基準になっているケースが多い。
- ・「基本条例」と名のつくものができるだけでも意味合いとしては重いと考えられるので、条例の位置付けとしては解釈基準であってもいいのではないか。
- ・条例の優劣に関しては国の法律に根拠規定がないので、裁判所で争って判定が出るものではない。それを承知の上で、市において最高規範として自治基本条例を位置付け、市政を運営するかどうかの覚悟を決めるという話である。
- ・最高規範として位置付けるとなると、通常の条例の制定手続よりも厳格な制定又は改正手続が必要となるのではないか。
- ・最高規範性について明記する（執行基準とする）か明記しない（解釈基準とする）かについては、今後さまざまな角度から議論をする中で、いずれどちらの方向にするべきかという結論が見えてくると思われるので、その際に再度検討することとし、現時点では保留とする。

<前文について>

- ・前文は置くべきと考える。
- ・市民が参加をしてきたこと、またプロセスを大事にしてきたことは前文の中に盛り込んでどうか。
- ・価値観や理念的なことを盛り込む方向性でよいのではないか。
- ・武蔵野市の伝統や市民がつくり上げてきたものを網羅的に盛り込んでどうか。
- ・長期計画という最高の執行基準についての条例を制定したことの議論を踏まえると、前文を考える際のヒントとなるのではないか。
- ・前文に具体的に何を盛り込むかは非常に重要であるが、もう少し議論を深めてから検討してはいかかがか。
- ・前文には規範性はないと一般的にはされているが、法令において言葉、文言というものは非常に重視されるため、前文については他の議論が煮詰まったのちに慎重につくるという形としてはどうか。